

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
河原医療福祉専門学校	平成7年3月31日	石崎 学	〒 790-0014 (住所) 愛媛県松山市柳井町3丁目3-13 (電話) 089-946-3388																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
学校法人河原学園	昭和60年10月21日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333																							
分野	認定課程名	認定学科名	専門王認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																					
医療	医療専門課程	鍼灸師科	平成23(2011)年度	-	平成26(2014)年度																					
学科の目的	鍼灸師科では、豊富な知識により医師と医学的な話しが対等にでき、さらに地域住民から必要とされる人材を育成する。そのため、カリキュラムの基礎分野では、コミュニケーション能力や医療の基礎知識、医療人のマナーを修得する。																									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	専門基礎分野では、人体の構造や働きを覚え、組織・器官の有機的な繋がりやメカニズムを修得する。これらにより鍼灸師にとって大切な総合診断力を修得することができ、2・3年次に行う臨床実習に繋げる。専門分野では、西洋医学だけでなく、東洋医学概論・東洋医学臨床論・経絡經穴学等の東洋医学科目を履修し、幅広い医学知識をもとに患者様の立場に立った施術ができる鍼灸師を育成する。																									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																			
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間																			
		153 単位	127 単位	17 単位	4 単位	0 単位	15 単位																			
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																						
174 人	128 人	0 人	0 %	%																						
就職等の状況	■卒業者数(C) :	39 人																								
	■就職希望者数(D) :	37 人																								
	■就職者数(E) :	37 人																								
	■地元就職者数(F) :	27 人																								
	■就職率(E/D) :	100 %																								
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	73 %																								
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	95 %																								
	■進学者数 :	2 人																								
	■その他																									
	(令和 年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)																									
■主な就職先、業界等																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無																					
評価団体 :	受審年月 :		評価結果を掲載したホームページURL																							
当該学科のホームページURL	https://iryoufukushi.kawahara.ac.jp/																									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																									
	総授業時数		単位時間																							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間																							
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間																							
	うち必修授業時数		単位時間																							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間																							
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間																							
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間																							
	(B : 単位数による算定)																									
	総単位数		153 単位																							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		21 単位																								
うち企業等と連携した演習の単位数		0 单位																								
うち必修単位数		153 単位																								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		21 单位																								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 单位																								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 单位																								
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8 人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	7 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		8 人	8 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																								
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	7 人																								
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																								
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																								
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																								
計		8 人																								

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門学校の職業教育のモデルは、業界の実務動向、社会の変化がその基盤になければならない。したがって教育課程の編成においては、業界及び社会の変化やニーズ、在校生及び卒業生の仕上がり状況等の不断の組織的、継続的検証を行う必要がある。企業等から広く、具体的に意見を求め、高度で実践的な教育課程を編成するために、新たな授業科目の開設における連携はもちろんのこと、現存のシラバスやコマシラバスにまで落とし込める授業内容・方法の改善並びに教材開発につながる連携を行うことを基本方針とする。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

委員会は、教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとする。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
池田 聖	愛媛県医療ソーシャルワーカー協会	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	①
砂野 美恵	社会福祉法人愛媛福祉会 未来夢こども園	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	②
渦尻敬治郎	社会福祉法人三善会	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	③
合田 史宣	愛媛県保育協議会	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	①
清水 慶	NPO法人SORA	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	③
小木曾 真司	学校法人聖カタリナ学園 聖カタリナ大学	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	②
菅原 哲雄	特別養護老人ホーム 砥部オレンジ荘	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	③
佐藤 佳孝	公益社団法人 愛媛県鍼灸マッサージ師会	令和7年4月1日～令和8年3月 31日(1年)	①

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年9月13日 14:00～15:30

第2回 令和8年3月21日 14:00～15:30

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

3年生は国家試験対策の単語カードを作成して学生が覚えるべき量を可視化した。それにより今はどの程度まで学習が進んでいるのかを学生自身が把握できる様になった。1年生・2年生は各授業の終わりに10問程度の小テストを実施して学習の習熟度をみている。就職先に介護施設や病院のリハビリ施設があるので、鍼灸師が取得できる「機能訓練指導員」の知識や技術を授業に取り入れていく必要性がある。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した実習等は、1)学生が校内における通常の実習等では得ることが難しい実践的、専門的な知識や技術等を習得する場であり、さらには2)学習してきた知識や技術の理解度、習熟度を再確認し、3)企業等の関係者から具体的で実践的な評価を得て、学生の実務能力を多面的に開発する機会とする。また実務能力の習得のみならず、その機会を通じて、学校の実習カリキュラムがより実践的な内容になるよう努めることとする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

艾の製造方法などを(株)山正に講義をしていただき、よもぎから艾の製造までの工程を学生自身が実際に体験をして艾の知識を深めた。また実際に作製した艾を使用し燃焼させる事で艾の精選度合いによって発生する燃焼温度の違いを時間する事で適正温度の重要性を理解できた。一番町鍼灸院の院長からは臨床現場での治療法の一つとして「灸頭鍼」を教えていただき、臨床ならではの注意事項など具体的に指導をしていただく事により卒後すぐに使える技術を習得することができた。愛媛県鍼灸師会、愛媛県鍼灸マッサージ師会の先生方に鍼灸師を取りまく社会情勢や環境、医療従事者としての倫理感を具体的に講義していただいた。評価はレポートと感想文で講義頂いた担当者と教員が評価をする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
はりきゅう実技ⅢA	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	鍼の製造方法とその過程、灸の製造方法とその過程を学ぶことで、鍼の特性、灸の特性を理解し、治療に対して応用力を向上させる。	有限会社 ME商事
はりきゅう実技ⅢA	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	鍼の製造方法とその過程、灸の製造方法とその過程を学ぶことで、鍼の特性、灸の特性を理解し、治療に対して応用力を向上させる。	株式会社 山正
はりきゅう実技ⅡA	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	鍼灸治療以外の物理療法やテーピングなど現場にニーズにそった治療内容を学ぶ。	株式会社エヒメエンターテイメントスポーツ
はりきゅう実技ⅡC	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	臨床での話、注意事項、灸頭鍼の作り方、安全な施灸の方法を習得させる。	一番町鍼灸院
はりきゅう実技ⅢC	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	業界の現況から保険制度のしくみを学び医療従事者としての倫理観を学び習得する。	愛媛県鍼灸師会 愛媛県鍼灸マッサージ師会

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校の教員研修の基本方針は、1)各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2)およびそれらを授業計画(カリキュラム、シラバス、コマシラバス)に落とし込む能力の修得、3)さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めることとする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: Officeスキル向上研修 連携企業等: 株式会社Schoo

期間: 2024年10月1日～2025年8月31日 対象: 全教職員

内容 対象者に事前に行ったOfficeスキルのテストを元に、個々のレベルに応じたWord, Excel, PowerPointに関する研修をオンデマンド形式で行った。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: ChatGPT研修 連携企業等: WillBooster株式会社

期間: 2025年3月18日～2025年5月16日 対象: 全教職員

内容 ・はじめに「生成AI(ChatGPT)の概要」・基本操作の概要・生成AIの得意分野・苦手分野・生成AIへの命令文(プロンプト)の作成方法・実務応用と具体的な活用シーン

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	全日本鍼灸学術大会	連携企業等:	全日本鍼灸学会
期間:	令和7年5月31日、6月1日	対象:	教員2名
内容	全日本鍼灸学術大会学生に参加し、学科内に研修内容のフィードバックを行い、各授業で学生にもフィードバックする。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	解剖学実習	連携企業等:	徳島大学歯学部解剖学教室
期間:	2026年3月9日(月) 2026年3月10日(火)	対象:	教員6名
内容	解剖学実習に参加し、解剖学、生理学の説明を具体的特徴を取り入れて説明できる様になる。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本学全般の運営(経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など)について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。

※参考 自己点検評価における達成度の評価

S:達成度が高い A:ほぼ達成している B:達成がやや不十分であり、若干改善を要する C:達成は不十分で改善を要す

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか 2. 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 3. 学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などは、有効に、学校関係者(学生・卒業生・保護者・関係業界・関係団体・高校・地域住民等)に周知され、社会に公表されているか 4. 各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	1.学校組織は明確に位置付けられ、各部署で役割分掌がなされているか 2.意思決定機関が位置づけがあり、機能しているか
(3)教育活動	1.カリキュラムが基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみならず、将来ニーズにも対応できるような先進性も反映されているか 2.授業計画(シラバス・コマシラバス・仕上がり評価)の承認については、担当教員を超えた上位管理者(カリキュラムリーダー)の評価、指導、承認が存在しているか 3.コマシラバスには、その授業のキーポイントや授業の流れ、予復習のポイント、ポイントと関連する詳細な参照文献・資料などが具体的に記入されているか 4.試験結果後の試験の妥当性などの検討を行う会議は年間スケジュールの中に組み込まれているか 5.授業が授業計画通りに実施されることについて、授業が全コマ終了した後、あるいは履修判定試験が終了した後に検証するシステムは存在しているか 6.学生の出欠席状況が授業担当教員の上位管理者にリアルタイムに(少なくとも毎コマ時間終了時には)わかる仕組みが存在しているか 7.遅刻判定を含む出欠席判定の組織的なルールの遵守や管理を徹底する仕組みは存在しているか 8.毎コマの授業においては、他の教員や管理者が教場に足を運び授業参観評価を行うような取り組みがなされているか
(4)学修成果	1.在学率の単年度は97%以上となっているか 2.退学率の単年度は3%以下となっているか 3.休学率の単年度は、1%以下となっているか 4.出席率の単年度は、95%以上となっているか 5.国家資格および検定試験は、合格率100%となっているか
(5)学生支援	1.就職目標(就職率目標)は、存在しているか 2.就職率実績の学内外の公開は、卒業年次5月1日在籍数を元に、休学者数、進学者数、卒業不可者数、無業者数などの内訳と共に示されているか 3.早期就職目標(たとえば、卒業年次10月末100%といったような早期就職率目標)は、存在しているか 4.就職指導方針に基づく就職情報の提供は、充分なされているか 5.就職指導プログラムは、初年次(入学時)冒頭から体系的・組織的に開始されているか 6.就職提携先企業、新規開拓企業による学校独自の(就活学生に対する)企業説明会が定期的・組織的にできているか

(6)教育環境	1.教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか 2.入所資格の審査は、適切に実施されているか 3.卒業を認めるに当たっては、学力が十分であることを確かめる具体的な方法がとられているか 4.健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生上必要な措置がとられているか 5.校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えているか 6.校舎の面積は、設置基準第47条に定める面積以上であるか 7.校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えているか 8.教員の数は、設置基準第39条及び関係法令を遵守しているか 9.専任教員の要件（国家資格等）を満たしているか 10.授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上としているか 11.特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合を除き、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下としているか 12.各法令の定める時間数の教授が行われているか 13.学費等が適切に取り扱われているか
(7)学生の受け入れ募集	1.学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は明示されているか 2.アドミッションポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選考を行っているか 3.適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか 4.学生募集及び入学者選考が公正かつ適切に実施されているかどうか、定期的に検証は行われているか 5.高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか 6.学生納付金は妥当なものとなっているか
(8)財務	1.収支の状況（消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率）
(9)法令等の遵守	1.学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準、保助看法、理学作業法、衛生法、技工士法などの重要な法律、省令をはじめ、学則や就業規則、その他規則・規程に基づき業務が執行されているか 2.個人情報保護の徹底がなされているか 3.キャンパス・ハラスメント防止に努めているか 4.就業規則の周知・理解がなされているか
(10)社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2.学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 3.地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

本学全般の運営（経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など）について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組んでいる。特に達成評価が充分でないC評価以下に関する項目は改善に向けた意見を取り入れ、重点的に取り組んでいる。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
染田 祥孝	松山東雲高等学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	高等学校 関係者
渦尻 敬治郎	社会福祉法人三善会 理事長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
大野 裕介	障害者支援施設三恵ホーム 施設長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
池田 聖	愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
砂野 美恵	社会福祉法人愛媛福祉社会未来こども園 園長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
両村 亘祐	両村鍼灸整体院	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
二宮 弘一	一番町鍼灸院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
濱瀬 直江	保護者	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	保護者
越智 慎泰	卒業生	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	卒業生
石崎 学	河原医療福祉専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	委員
神野 伸太郎	河原医療福祉専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	委員
神野 誠	河原医療福祉専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	委員
前田 稔行	河原医療福祉専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	委員
山崎 篤	河原医療福祉専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://iryoufukushi.kawahara.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 2025/8/26

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校職業実践専門課程においてより実践的かつ専門的な高度職業教育を行う観点から、企業・業界団体等より業界における人材の専門性に関する動向や求められる知識・技術等について意見を聴き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の改善・工夫に組織的・継続的に取り組むことを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか 2. 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 3. 学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などは、有効に、学校関係者(学生・卒業生・保護者・関係業界・関係団体・高校・地域住民等)に周知され、社会に公表されているか 4. 各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか 5. 校長・所在地・連絡先・学校の沿革・学校の特色については学校案内・HPに記載
(2)各学科等の教育	1. カリキュラムが基づく職業人材像には、現在の社会・企業ニーズのみならず、将来ニーズにも対応できるような先進性も反映されているか 2. 授業計画(シラバス・コマシラバス・仕上がり評価)の承認については、担当教員を超えた上位管理者(カリキュラムリーダー)の評価、指導、承認が存在しているか 3. コマシラバスには、その授業のキーポイントや授業の流れ、予復習のポイント、ポイントと関連する詳細な参考文献・資料などが具体的に記入されているか 4. 試験結果後の試験の妥当性などの検討を行う会議は年間スケジュールの中に組み込まれているか 5. 授業が授業計画通りに実施されていることについて、授業が全コマ終了した後、あるいは履修判定試験が終了した後に検証するシステムは存在しているか 6. 学生の出欠席状況が授業担当教員の上位管理者にリアルタイムに(少なくとも毎コマ時間終了時には)わかる仕組みが存在しているか 7. 遅刻判定を含む出欠席判定の組織的なルールの遵守や管理を徹底する仕組みは存在しているか 8. 授業においては、他の教員や管理者が教場に足を運び授業参観評価を行うような取り組みがなされているか 9. 各学科の教育特長については学校案内・HPに記載
(3)教職員	1. 教員の数は、設置基準第39条及び関係法令を遵守しているか 2. 専任教員の要件(国家資格等)を満たしているか 3. 授業の質向上のため、授業参観を実施し、改善項目などのフィードバックを行い、授業改善を図っている。 4. 年間の研修計画を立案し、教員の資質向上に努めるべく研修や学会参加を促進している。
(4)キャリア教育・実践的職業教育	1. 就職目標(就職率目標)は、存在しているか 2. 就職率実績の学内外の公開は、卒業年次5月1日在籍数を元に、休学者数、進学者数、卒業不可者数、無業者数などの内訳と共に示されているか 3. 早期就職目標(たとえば、卒業年次10月末100%といったような早期就職率目標)は、存在しているか 4. 就職指導方針に基づく就職情報の提供は、充分なされているか 5. 就職指導プログラムは、初年次(入学時)冒頭から体系的・組織的に開始されているか 6. 就職提携先企業、新規開拓企業による学校独自の(就活学生に対する)企業説明会が定期的・組織的にできているか

(5) 様々な教育活動・教育環境	1.教科課程ごとの学生の定員は厳守されているか 2.入所資格の審査は、適切に実施されているか 3.卒業を認めるに当たっては、学力が十分であることを確かめる具体的な方法がとられているか 4.健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生上必要な措置がとられているか 5.校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えているか 6.校舎の面積は、設置基準第47条に定める面積以上であるか 7.校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えているか 8.教員の数は、設置基準第39条及び関係法令を遵守しているか 9.専任教員の要件(国家資格等)を満たしているか 10.授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上としているか 11.特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合を除き、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下としているか 12.各法令の定める時間数の教授が行われているか 13.学費等が適切に取り扱われているか 14.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 15.学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 16.地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(6) 学生の生活支援	1.学校案内・募集要項・HPにて生活支援制度について記載 2.担任を中心として、教職員で個別に学生対応を実施
(7) 学生納付金・修学支援	1.学校案内にて学生納付金および就学支援制度について記載
(8) 学校の財務	1.収支の状況(消費収支計算書、貸借対照表)のHP記載
(9) 学校評価	1.学校関係者評価委員会における学校評価と議事録のHP記載
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ · 広報誌等の刊行物 · その他())
 URL: <https://iryoufukushi.kawahara.ac.jp/>
 公表時期: 2025/5/27

授業科目等の概要

#REF!				授業科目名	授業科目概要	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携	
分類	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実習・実践・実験				
1	○			生物	1章では生物学の基礎として生物と無生物の違い、生物の分類を学ぶ。その後、2章／生物の基本単位である細胞について、3章／生物を構成する物質、4章／栄養と代謝、5章／遺伝とDNA、6章／遺伝情報の発現、7章／細胞の増殖と死、8章／生物の増殖様式、動物の発生・細胞の分化と再生、9章／動物の組織、10章／動物の器官、11章／ホルモンと生体調節、12章／神経系、13章／免疫、14章／微生物と感染症、15章／生命システムの破綻：癌と老化等の知識を学び専門分野の学習の礎とする。	1	60	4	○			○	○	
2	○			国語	現代文を中心にさまざまな文章を読み、読解力を高める。そして、ものの見方や考え方を深め感受性を豊かにする。また、国語の基礎力としての語彙を豊富にするとともに演習を通して常用漢字を習得させ、作文の力を高める。日常の言語生活に関心を持たせ、新聞や雑誌を読む習慣を身につけさせる。特に健康や病気に関する情報を収集させ、活用できるようにする。	1	30	2	○			○	○	
3	○			身体の基礎知識	解剖学や生理学を中心に身体の基礎となるイオンや細胞、DNAなどの構造や仕組みなどの理解を深めるために、第2章／細胞の基本構造と機能、第3章／生体成分の構造と機能、第4章／代謝、第5章／核酸とタンパク質の生合成、第6章／ホメオスタシスとホルモン、第7章／臓器の生化学、第8章／がんの生化学、第9章／免疫の生化学の基礎知識を学んでいく。	2	30	2	○			○	○	
4	○			身体の基礎知識Ⅱ	解剖学や生理学を中心に身体の基礎となるイオンや細胞、DNAなどの構造や仕組みなどの理解をさらに深めるために、第2章／細胞の基本構造と機能、第3章／生体成分の構造と機能、第4章／代謝、第5章／核酸とタンパク質の生合成、第6章／ホメオスタシスとホルモン、第7章／臓器の生化学、第8章／がんの生化学、第9章／免疫の生化学の基礎知識を学んでいく。	3	30	2	○			○	○	
5	○			健康文化	健康文化 教部組織損傷の診察診断、治療、後療法 指導管理、治療計画を修得する上で基礎となる、筋肉と関節の動きと働きについて学ぶ。また、骨折、脱臼を学ぶ上においても筋肉の作用と関節の構造が重要となり柔道整復理論を学ぶことに重要となり、その基礎を学ぶ。	1	60	4	○			○	○	
6	○			解剖学Ⅰ	解剖学の基礎知識（P1～3、17～20）を学んだあと、解剖学の基本である骨学、筋学（「2.運動系」）の運動器系をまず履修し、次に他科目との進歩性を考慮し、「6.神経系」を習得する。	1	60	4	○	△	△	○	○	
7	○			解剖学Ⅱ	他科目との進歩性を考慮して、まず基礎生物学（splanchnology）を学んだあと、脈管学（angiology）、内臓学（splanchnology）、内分泌学（endocrinology）、感覺器（sense organ）、体表解剖学（surface anatomy）を履修する。	1	60	4	△	○	△	○	○	
8	○			解剖学Ⅲ	他科目（生理学や解剖学Ⅰ・解剖学Ⅱ）との進歩性を考慮して、呼吸器系、消化器系、腎・泌尿器系を学んでいく。	1	30	2	△	○	△	○	○	
9	○			解剖学Ⅳ	生理学と解剖学の知識を一つに連結させるために、消化器系の構造と働き、心臓と血管の構造と循環経路、筋肉と神経叢からの一連の支配領域、ホルモン分泌機関の構造と分泌物質とその作用などを復習をしながら学んでいく。	2	30	2	△	○	△	○	○	
10	○			生理学Ⅰ	生理学の基礎である人体を構成する要素として血液の役割、組成、免疫などの生理学、心臓や血管、リンパ管系、循環の調整などの循環の生理学を学ぶ。	1	60	4	○			○	○	
11	○			生理学Ⅱ	生理学の呼吸の機能的構造や換気、ガス交換、血液中の酸素、二酸化炭素の運搬、呼吸の調整など呼吸の生理学、消化器系のはたらきや消化管の運動や調整、消化液の分泌機序や消化管ホルモンなどの消化と吸収について学ぶ。	2	80	5	○			○	○	
12	○			生理学Ⅲ	食品と栄養、代謝と体温調節の関係を学び、散熱・放熱・発汗のメカニズムを学んでいく。その後、腎臓の働き・腎循環・尿の生成・蓄尿と排尿などを学んでいく。	1	30	2	○			○	○	
13	○			生理学Ⅳ	解剖学の基礎知識と呼吸・代謝・消化・循環・内分泌との関連を深めて、身体活動の協調運動（生体の適応・恒常性の維持・バイオリズム）のメカニズムの理解を学んでいく。	2	30	2	○			○	○	

14	○	病理学概論	解剖学、生理学などで正常の身体の仕組みを学習した後、病的状態ではいかにこれが障害されるかを学ぶのが病理学である。病理診断は臨床検査の中でも確度が高く診断学的には一般的に確定診断として扱われる。病変の一部ないし全部を患者から採取し、肉眼的・顕微鏡的にその標本から病状を診断するものである。疾病とはホメオスタシスが破綻した状態ということが出来る。自覚的および他覚的とらえられた異常な状態が病気であり、病気の原因が病因ということになる。実際の病気は複雑なため、いくつかの視点から病気を分類すると理解がしやすい。鍼灸師は実際に疾患に診断を下すことはないが、自身の責任において診察し判断し治療を行わなければならぬ。患者の訴えや症状から何が起こっているのかを理解し、患者に説明する際に必要な臨床的な知識を身につけるのがこの科目の目的である。	2	60	4	○	○	○	○	
15	○	臨床医学総論Ⅰ	現代社会では、医療は西洋医学を中心とした医師によって実施されている。しかし、チーム医療などコ・メディカルの重要性が唱えられ、日常診療でも様々な専門性を持つ医療従事者との関わりを持つ必要性がある。医療連携を安全かつ適切に行い、かつ効果的に実践するため、はり師及びきゅう師も、西洋医学の診察法を身につけ、生たる症候に精通する必要がある。診察については、概念や方法を学習する。具体的には、医療面接や、身体各所における視診、触診、打診、聴診、そしてバイタルサインの診察や、神経系・運動機能の検査法を学習する。バイタルサイン、全身の診察、局所の診察、神経系の診察、運動機能検査、臨床検査法など西洋医学における各種診察法や症候に対する知識を身につけ、コ・メディカルとして医療連携を安全かつ適切に行い、かつ効果的に実践できる人材像の育成を目指す。	2	60	4	○	○	○	○	
16	○	臨床医学総論Ⅱ	解剖学や生理学の知識を連結させ、徒手検査の意義と方法をより深く学んでいく。現在の医療ではチーム医療などコ・メディカルの重要性が唱えられ、日常診療でも様々な専門性を持つ医療従事者との関わりを持つ必要性がある。医療連携を安全かつ適切に行い、かつ効果的に実践するため、はり師及びきゅう師も、西洋医学の診察法を身につけ、生たる症候に精通する必要がある。診察については、概念や方法を学習する。具体的には、医療面接や、身体各所における視診、触診、打診、聴診、そしてバイタルサインの診察や、神経系・運動機能の検査法を学習し、主な症状に対する診察法を学習する。バイタルサイン、全身の診察、局所の診察、神経系の診察、運動機能検査、臨床検査法など西洋医学における各種診察法や症候に対する知識を身につけ、コ・メディカルとして医療連携を安全かつ適切に行い、かつ効果的に実践できる人材像の育成を目指す。	3	30	2	○	○	○	○	
17	○	臨床医学各論Ⅰ	鍼灸院に来院する患者の多様化や医療機関との連携が必要であり、西洋医学に関する基礎的な疾患に関する知識が求められる。西洋医学の疾患に関する基礎的な知識を持ち、患者に対して正しい情報を提供でき、鍼灸の適不適を判断ができる様になる。その為には、解剖学の人体の構造を覚え、生理学で人体の働きを理解する必要がある。教科書を中心にして、疾患に関する基礎的な知識を深めていく。必要に応じて、視聴覚教材を用いたり、国家試験に出題される様な箇所はプリントでまとめて疾患がイメージできるようにする。	2	60	4	○	○	○	○	
18		臨床医学各論Ⅱ	西洋医学の疾患に関する基礎的な知識を持ち、患者に対して正しい情報を提供でき、鍼灸の適不適を判断ができる様になる。その為には、解剖学の人体の構造を覚え、生理学で人体の働きを理解する必要がある。教科書を中心にして、疾患に関する基礎的な知識を深めていく。必要に応じて、視聴覚教材を用いたり、国家試験に出題される様な箇所はプリントでまとめて疾患がイメージできるようにする。また中枢神経の働きとその疾患の認知症、最近注目されている、サルコベニアやロコモティッシュドームなどの理解を深めていく。	3	60	4	○	○	○	○	
19		臨床医学各論Ⅲ	西洋医学の疾患に関する基礎的な知識を持ち、患者に対して正しい情報を提供でき、鍼灸の適不適を判断ができる様になる。その為には、解剖学の人体の構造を覚え、生理学で人体の働きを理解する必要がある。教科書を中心にして、疾患に関する基礎的な知識を深めていく。必要に応じて、視聴覚教材を用いたり、国家試験に出題される様な箇所はプリントでまとめて疾患がイメージできるようにする。臨床で必要な知識の定着と理解をさらに深める。	3	30	2	○	○	○	○	
20	○	リハビリテーション医学	進展する高齢化社会のなかでは、健康保険の見直し、医療保険の負担増、高齢者の新たな医療負担など、医療分野においても多くの課題が取りざたされている。そうした社会情勢のもと、東洋療法は、治療医学としての範疇にとどまることなく、リハビリテーション医学においても、非常に大きな役割を果たせるものと考えられる。疾病や傷害を負った人の社会復帰や社会参加を成し遂げるために必要なリハビリテーションを医学的側面から進めるための知識と技術を学ぶ。正しいリハビリテーションの理念と知識、技術を身に付け、障害を持つ患者の社会参加を援助し、豊かな社会づくりに貢献できる人材を目指す。	3	60	4	○	○	○	○	
21	○	運動学	運動の遂行に必要となる骨、関節、筋、神経の構造と機能、運動力学に関する基礎を学ぶ。また歩行周期やその時に働く筋肉・関節・骨盤の動きの変化を学ぶ。そこから、鍼灸治療やリハビリテーションの各器官の機能的相互作用、身体運動への関与についても学習する。	2	30	2	○	○	○	○	

22	○		医療概論	日本の社会は高齢化が急速に進み、医療保険、社会保障制度の改革と共に、医療を取り巻く環境は大きく変化している。医療に対する国民のニーズも構造、あるいは供給体制の改革を求めている。1998年にあはき法が大改正されたことは、社会がはりきゅうに対してより一層の寄与・貢献を期待していることに他ならない。「医療とは何か」という問いを歴史と文化の軸に沿って考え、①医療・医学の歴史について、②現代社会の西欧近代医学と東洋医学の論理と問題について、そして③すべての医療従事者に求められる倫理と倫理に関する考え方について学ぶ。医療の中心には患者であり、医療とは何か、医療の目指すものは何か、医療従事者の取るべき態度はどのようなものかを自ら考え、医療者の責任を果たすことを目指す。	1	30	2	○	○	○	
23	○		公衆衛生学	はり師、きゅう師においても、診療活動だけではなく、病気の予防や健康増進の知識と技術及び、これらが展開される保健福祉の法制・倫理の両面を弁えておくことが必要とされている。衛生学・公衆衛生学の意義、健康の保持増進や疾病的予防など、はり師、きゅう師活動の社会的側面についての学習を行なう。主な内容としては、ライフスタイルと健康、環境と健康、産業保健、精神保健、母子保健、成人・高齢者保健、感染症、消毒法、保健統計などである。患者は、社会の構成員として生活をしており、はり師、きゅう師は、施術において患者個人のみならず、患者を取り巻く社会環境について広く知り、また、疾病予防や健康の保持増進について社会医学的な見地から説明できる人材を目指す。	1	30	2	○	○	○	
24	○		東洋医学概論Ⅰ	東洋医学が発展した歴史を学び、東洋医学の基本的な考え方について古代思想や哲学を学ぶ。その後、古代哲学思想を基本とした人体の構成物質として精、氣、血、津液の生理的な機能と過不足が生じた場合などにみられる症状を学ぶ。最後に、人体を構成する基本物質である精、氣、血、津液の運動方向や代謝・生成などに関与する五臓六腑が持つ生理機能と、五臓六腑の盛衰に伴う病理状態でみられやすい特徴的な所見を学ぶ。	1	60	4	○	○	○	
25	○		東洋医学概論Ⅱ	東洋医学は、数千年前の中国に端を発し、千数百年ほど前に我が国に伝わり、その後我が国に主たる医療として行われてきた伝統医学である。如何に科学が発展した現代においても、鍼灸師は先人たちの残した伝統を継承するものとして学ばなければいけない。東洋医学の生体観について学習する。具体的には、東洋医学の基礎理論である陰陽五行説、そして基本的な身体観となる氣・血・津液・藏象学説および臟腑経絡学説、さらに病因論について学ぶことで、実技・臨床系科目へ向けた学習を行う。また2年次の東洋医学概論Ⅲの基礎となる領域である。	1	30	2	○	○	○	
26	○		東洋医学概論Ⅲ	東洋医学の疾病観を理解し、診断・治療で応用できる知識として説明することができ、臨床技術習得の基礎とすることができる人材の育成を目的とする。	2	60	4	○	○	○	
27	○		東洋医学概論Ⅳ	1年時に学習した、東洋医学の基礎理論や身体観をもとに、疾病観や診断論、治療法、そして東洋医学における様々な療法について基礎的な知識を学び、実技・臨床系科目へ向けた学習を行う。	2	60	4	○	○	○	
28	○		経絡経穴概論Ⅰ	WHO/WPROから出版された『WHO STANDARD ACUPUNCTURE POINT LOCATIONS IN THE WESTERN PACIFIC REGION』を元に必要事項を追加し、日本の鍼灸の歴史と文化を反映した内容となった新教科書『新版 経絡経穴概論』を今年度初めて使用し、国際標準化された経穴名、経穴部位を教える。東洋医学の基礎である経絡・経穴をしっかりと覚え、理解し、自由自在に駆使できるような鍼灸師を養成する。	1	90	6	○	○	○	
29	○		経絡経穴概論Ⅱ	2年次で学んだ14経絡（督脈～肝経）までを総合的に復習する。また経絡に含まれない奇経八脈・奇穴も治療で有効なので学ぶ。国家試験の問題は基礎的なものなので、基礎を学び臨床に活かす。	2	90	6	○	○	○	
30	○		東洋医学臨床論Ⅰ	東洋医学、現代医学のどちらからも診察ができる、適切な判断をした後、適切な鍼灸治療が行える人物を育成する。現代医学における診察方法を学習する。特に鍼灸院に来院される患者の主訴である「肩こり、腰痛、膝痛」の診察手技をマスターし、適切に診察を行い罹患部位を特定し、適切な経穴を見出だせるようになる。	2	60	4	○	○	○	
31	○		東洋医学臨床論Ⅱ	三年生では、2月の国家試験がある為、合格できるよう対策を取る。この東洋医学臨床論Ⅱでは主に国家試験対策をとり、「東洋医学概論」「東洋医学臨床論」「経絡経穴」を学び合格率100%を目指す。国家試験の問題は基礎的なものなので、基礎を学び臨床に活かす。	3	60	6	○	○	○	
32	○		生体観察・病態生理学	病理学の基礎と公衆衛生の感染症とその病態を生理学と関連付けて学んでいく。また近年の臨床現場では病理検査の結果などを患者自身が持ってくることがある。それに対応するためにより深く病態生理学を学んでいく。	2	30	1	○	○	○	

33	○		はりきゅう理論 I	鍼灸治療がどのような歴史的背景から発展してきた治療法であるかを理解した後に、鍼灸療法の基礎知識として十七手技や押し手、刺し手についての知識、特殊な鍼灸治療の例を学習する。その後は鍼灸治療の基礎知識として灸治療の概要から始まり、灸術の種類や適応を学習する。最後に鍼灸治療の臨床応用例やリスク管理として鍼灸治療で起こり得る各種の医療過誤について原因、注意、予防、対処に浮いて学習する。	1	30	2	○	△	○	○	
34	○		はりきゅう理論 II	人体の構造や動きを覚える。組織・器官の有機的な繋がりやメカニズムを修得するまた鍼灸師が用いる鍼灸刺激が生体にどのような反応を引き出すかなどのメカニズムと臨床的にも重要な項目同時に学ぶ。その後、医療過誤についての項目などは鍼灸治療の安全性を確保し、施術者自身を医療過誤から守る	3	60	4	○	○	○	○	
35	○		社会あはき学	社会あはき学は国家試験科目ではないが、あはき師が社会の中で求められる役割について学ぶ科目であり、具体的に資格を取得したのちにどのように社会に貢献していくかイメージしていく科目である。鍼灸師の履修科目では具体的に触れる機会のすくないテーピングやトレーニング等を通じて運動器疾患というものと解剖学の知識を結びつけることをこの科目的主な目的とする。また、治療家として臨床現場に立つに当たる患者と治療者の適切な関係について臨床心理の一面から学び、そのために知っておくべき精神科領域について触れる。世界で鍼灸というものが見直されている中で国際標準化の流れに乗り遅れることのない鍼灸師が必要とされている。正しい知識を持つことで鍼灸の未来と患者の健康を担うことのできる人材を育成する。	2	30	2	△	○	△	○	○
36	○		関係法規	はりきゅう師として業務に従事する上で、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」と医療従事者として医事法規を理解しておくことが必要である。医療の中心は患者であり、その権利と医療従事者の権利を学び、遵守することで人権を尊重する医療者の責任を果たすことを目指す。	3	30	2	○	○	○	○	
37	○		はりきゅう実技 I A	はりきゅう師としての骨格を形成する大切な時期であり基本的知識と刺鍼技術は反復練習により習熟度を高める必要性がある。後半は人体の機能構造を理解し目標を達成したい。社会において信頼を得られるはり師となる必要条件である。	1	60	2		○	○	○	
38	○		はりきゅう実技 I B	きゅうう実技 I ではきゅう師になるために必要な基礎知識とお灸の基本技術を教授する患者さんのニーズに合ったお灸が駆使できるように、色々な灸法を習得する。	1	60	2		○	○	○	
39	○		はりきゅう実技 I C	きゅうう実技 I ではきゅう師になるために必要な基礎知識とお灸の基本技術を教授する。治療院はほとんどなくなっている。またお灸を使う割合もだんだん小さくなってきている。将来、はり師・きゅう師の両方の免許を取得する学生には、お灸の効果、有用性を教える患者さんのニーズに合ったお灸を駆使できるように様々な灸法を教授し、臨床で使っていただきたい。	1	30	1		○	○	○	
40	○		はりきゅう実技 II A	はり実技の基本知識と刺鍼技術の習熟度の確認と指導、身体各部位の刺鍼技術の反復練習、以後特殊鍼法を指導し将来幅広い治療技術の習得を目的とする。熟練した治療師は多様な患者を治療するに当たり、多くの人々の信頼を得ることになり、豊かな治療家としての道を拓く必須条件である。	2	60	2		○	○	○	○
41	○		はりきゅう実技 II B	きゅうう実技 II 前期では臨床でよく使われている特殊灸法を教授する。温灸器、小豆大灸・大豆大灸・小指頭大灸・母指頭大灸、米粒大・八部灸、灸熱綿和紙（灸点紙）、台座付き切り艾（せんねん灸等）、円筒型灸（釜屋ミニ等）、棒灸、押灸、ビワの葉灸、塩灸、みそ灸、ショウガ灸、箱灸など色々な灸法を学ぶ。また基本である米粒大・半米粒大のお灸の練習を続ける。患者さんのニーズに合ったお灸が駆使できるように、色々な特殊灸法を習得する。	2	60	2		○	○	○	
42	○		はりきゅう実技 II C	体表解剖を手技を学ぶことで習得し、経穴の取穴ができるようになると、また鍼灸師にとって大切な指の感覚を磨くために学習する体表から指を通じて身体の情報を得て正確に経穴を取穴し、治療効果があげられる鍼灸師を目指す。	2	30	1		○	○	○	
43	○		はりきゅう実技 III A	近年は「はりきゅう治療」は、統合医療・代替医療として脚光をあびる時代となりました。そのニーズに応えるべく、高齢化が急速に進む日本の、これから日本の国民の健康に寄与できるはり師・きゅう師を養成していかなければなりません。臨床上遭遇しやすい症候・疾患に対して、疾患別のお灸の処方を学ぶ。東洋医学的アプローチからのはりきゅう治療の実際を学習・実習する。これからの方々に応え、国民の健康に寄与できるはり師・きゅう師の人材を養成する。	3	60	2		○	○	○	

44	○		はりきゅう実技ⅢB	日本における東洋医学は1300年の歴史と伝統があり、近年は「はりきゅう治療」は、統合医療・代替医療として脚光をあびる時代となりました。そのニーズに応えるべく、高齢化が急速に進む日本の、これから国民の健康に寄与できるはり師・きゅう師を養成していかなければなりません。臨牀上遭遇しやすい症候・疾患に対して、疾患別のお灸の処方を学ぶ・東洋医学的アプローチと現代医学的アプローチからのはりきゅう治療の実際を学習・実習する。これからのニーズに応え、国民の健康に寄与できるはり師・きゅう師の人材を養成する。	3	60	2	○	○	○		
45	○		はりきゅう実技ⅢC	臨牀上遭遇しやすい症候・疾患に対して、疾患別のお灸の処方を学ぶ・東洋医学的アプローチと現代医学的アプローチからのはりきゅう治療の実際を学習・実習する。これからのニーズに応え、国民の健康に寄与できるはり師・きゅう師の人材を養成する。	3	30	1	○	○	○		
46	○		臨床実習Ⅰ	3年次の臨床実習にむけて医療面接や徒手検査など陰証での基礎的ことを学んでいく。当該科目で卒業後に有資格者として恥じない臨床能力を身につけるため、受付、患者接遇、診察、治療、指導等の臨床全般を指導教員の指示、監督のもと繰り返し実践し、社会に有為な人材を育成する。	2	45	1	○	○	○	○	
47	○		臨床実習Ⅱ	平成元年のあん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正に伴い、指導要領の中に臨床実習に関する事項として、「一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、付属の臨床実習施設において臨床の教育を行うこと」が盛り込まれた。率前教育における臨床実習について一定の質を確保する事を目的とした教科である。はり師・きゅう師に必要な基本的な臨床能力の知識・技能・態度・習慣を身につける。知識とは想起レベルの知識から、患者から得られた情報を統合・分析し解釈するレベル、さらには解決すべき問題を明らかにし、解決するために治療方針を決め計画立案し、それを実践する問題解決能力までが求められる。技能とは、患者と良好なコミュニケーションがとれる能力や、視診・触診などの診察技能、鍼灸など施術時脳などが含まれ、安全かつ適切な技術を身につけることが求められる。施術者の態度・習慣とは情意の領域であり、患者を思いやる援助者としての態度であり、患者に対する施術行為について倫理的に振り替える習慣などを含む。基本的な臨床能力を身に付けた施術者になる。	3	45	1	○	○	○	○	
48	○		臨床実習Ⅲ	平成元年のあん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正に伴い、指導要領の中に臨床実習に関する事項として、「一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、付属の臨床実習施設において臨床の教育を行うこと」が盛り込まれた。率前教育における臨床実習について一定の質を確保する事を目的とした教科である。はり師・きゅう師に必要な基本的な臨床能力の知識・技能・態度・習慣を身につける。知識とは想起レベルの知識から、患者から得られた情報を統合・分析し解釈するレベル、さらには解決すべき問題を明らかにし、解決するために治療方針を決め計画立案し、それを実践する問題解決能力までが求められる。技能とは、患者と良好なコミュニケーションがとれる能力や、視診・触診などの診察技能、鍼灸など施術時脳などが含まれ、安全かつ適切な技術を身につけることが求められる。施術者の態度・習慣とは情意の領域であり、患者を思いやる援助者としての態度であり、患者に対する施術行為について倫理的に振り替える習慣などを含む。基本的な臨床能力を身に付けた施術者になる。	3	45	1	○	○	○	○	
49	○		臨床実習Ⅳ	平成元年のあん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正に伴い、指導要領の中に臨床実習に関する事項として、「一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、付属の臨床実習施設において臨床の教育を行うこと」が盛り込まれた。率前教育における臨床実習について一定の質を確保する事を目的とした教科である。はり師・きゅう師に必要な基本的な臨床能力の知識・技能・態度・習慣を身につける。知識とは想起レベルの知識から、患者から得られた情報を統合・分析し解釈するレベル、さらには解決すべき問題を明らかにし、解決するために治療方針を決め計画立案し、それを実践する問題解決能力までが求められる。技能とは、患者と良好なコミュニケーションがとれる能力や、視診・触診などの診察技能、鍼灸など施術時脳などが含まれ、安全かつ適切な技術を身につけることが求められる。施術者の態度・習慣とは情意の領域であり、患者を思いやる援助者としての態度であり、患者に対する施術行為について倫理的に振り替える習慣などを含む。基本的な臨床能力を身に付けた施術者になる。	3	45	1	○	○	○	○	
50	○		総合領域A	国家試験のみならず臨床において正確な解剖学・生理学の知識を身につけることは重要であり、鍼灸師として最低限必要とされることである。国家試験に重要なポイントは臨床においても重要なポイントとなる。この科目では学習のかなめとなる解剖学・生理学を別個のものではなく医療的知識を支える両輪となるよう、両科目のポイントをリンクさせていく。世界で鍼灸といふものが見直されている中で国際標準化の流れに乗り遅れることのない鍼灸師が必要とされている。生きた人間を相手とする鍼灸師として体の働きと構造に対し正しい知識を持つことで国家試験合格の先に鍼灸の未来と患者の健康を担うことのできる人材を育成する。	2	30	2	○	○	○		

51	○		総合領域 B	国家試験は今年で、第26回目になり出題傾向も毎年わざわざではあるが難しくなりつつある。基本となる問題傾向はそう変化せず第1回から20回までの問題傾向をしつかり把握していれば対応できる。今後鍼灸師の増加もあり、ある一定のレベルまでは難しくなることが予想される。総合領域 A では、国家試験対策授業として解剖学、東洋医学概論を前期、後期に進めていく。解剖学では、各章ごとにまとめたレジメを配布し、解説し理解を深めていく。また、授業の最後にはその日の授業のまとめと復習として確認の問題(○×形式と4択形式)を行い習熟度を見る。東洋医学概論では、国家試験最重要部分をまとめたレジメを配布し、東洋医学の基礎と基本的な考え方を復習、理解をしていく。また、授業の最後にはその日の授業のまとめと復習としての確認問題を行う。	3	60	4	○	○	○	○	
52	○		総合領域 C	国家試験合格率は全国平均で70～80%程度であり、3年課程の修学を通常通り行つてさえすれば問題なく合格できる難易度である。とは言え、国家試験の難易度が年により変動することや、教科書の改訂の度に収載情報量が増加するなどの外的要因と、学生個々の様々な事情による学習の制約や、目的意識が明確でなかったり自身の人生の問題としての認識が希薄な学生も散見されるために教科の理解度が進まないなどの内的要因とによって、通常授業では修めきれない科目や深い理解が得られない内容があることも事実である。第26回国家試験において学生全員の合格を実現するため、特にリハビリテーション医学と運動学の復習を目的に理解度と学力向上を期し、強化授業を行うものである。	3	30	2	○ △	○	○	○	
53	○		総合領域 D	解剖学では、各章ごとにまとめたレジメを配布し、解説し理解を深めていく。また、授業の最後にはその日の授業のまとめと復習として確認の問題(○×形式と4択形式)を行い習熟度を見る。東洋医学概論では、国家試験最重要部分をまとめたレジメを配布し、東洋医学の基礎と基本的な考え方を復習、理解をしていく。また、授業の最後にはその日の授業のまとめと復習としての確認問題を行う。	3	30	2	○	○	○	○	
54	○		総合領域 E	国家試験合格率は全国平均で70～80%程度であり、3年課程の修学を通常通り行つてさえすれば問題なく合格できる難易度である。とは言え、国家試験の難易度が年により変動することや、教科書の改訂の度に収載情報量が増加するなどの外的要因と、学生個々の様々な事情による学習の制約や、目的意識が明確でなかったり自身の人生の問題としての認識が希薄な学生も散見されるために教科の理解度が進まないなどの内的要因とによって、通常授業では修めきれない科目や深い理解が得られない内容があることも事実である。第26回国家試験において学生全員の合格を実現するため、特にはりきゅう理論と臨床医学総論、公衆衛生の復習を目的に理解度と学力向上を期し、強化授業を行うものである。	3	30	2	○ △	○	○	○	
55	○		総合領域 I	学園行事の入学式、オリエンテーション。学園祭、スポーツフェスタ等の行事を通して学園の学生とコミュニケーションをとり、チーム医療で必要なコミュニケーション能力の向上をはかり、協調性などを学んでいく。	1	15	1	○ △	△	○ ○	○	
56	○		総合領域 II	本科目はコミュニケーション能力の向上を図る。のために学園行事の入学式・オリエンテーション・学園祭・スポーツフェスティバルなど学園行事をとおして、クラスの雰囲気づくりや皆と協力する事を学ぶ。また、他学年他学科と交流する事で交友関係を深めてもらうことにより更なるコミュニケーション能力の向上が狙いである。	2	30	2	○ △	△	○ ○	○	
57	○		総合領域 III	本科目はコミュニケーション能力の向上を図る。のために学園行事の入学式・オリエンテーション・学園祭・スポーツフェスティバルなど学園行事をとおして、クラスの雰囲気づくりや皆と協力する事を学ぶ。また、他学年他学科と交流する事で交友関係を深めてもらうことにより更なるコミュニケーション能力の向上が狙いである。	3	60	4	○ △	△	○ ○	○	
合計					57	科目	153	単位 (単位時間)				

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	2期
卒業要件：全ての履修科目の成績評価がC以上、出席率が80%以上。		
履修方法：全ての必修科目を履修する。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)
 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方の併用により行う場合
 については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。